

庄内町教育委員会議事録

平成 31 年第 4 回定例会

平成 31 年 3 月 22 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 平成31年第4回定例会 議事録

- 1 会議日程 平成31年3月22日(金)
 - 開会 午前9時00分
 - 閉会 午前9時55分
- 2 会議場所 庄内町役場立川庁舎 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
平成31年第2回定例会議事録
平成31年第3回臨時会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 平成31年第1回庄内町議会定例会(3月)について
 - (3) その他
 - 4 付議事件
 - 日程第1 議案第6号 庄内町教育委員会職員の人事発令について
 - 日程第2 議案第7号 庄内町公民館館長の任命について
 - 日程第3 議案第8号 庄内町社会教育委員の委嘱について
 - 日程第4 議案第9号 庄内町立図書館協議会委員の任命について
 - 日程第5 議案第10号 庄内町文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 日程第6 議案第11号 庄内町スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - 日程第7 議案第12号 庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第8 議案第13号 規則制定の申出について(庄内町一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則)
 - 日程第9 議案第14号 庄内町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第10 議案第15号 平成31年度庄内町教育委員会の重点と視座について
 - 5 その他
 - (1) 第5回教育委員会定例会の開催について
日時:平成31年4月24日(水)午後2時00分
場所:立川庁舎3階 第二会議室
 - (2) その他
 - 6 閉 会
- 4 出席者

教育長	菅原 正志
教育委員	今野 悦次(第一職務代理者)
教育委員	梅木 均(第二職務代理者)
教育委員	太田 ひろみ
教育委員	齊藤 雅子
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

教育課長	佐藤 美枝
社会教育課長	上野 英一

社会教育課長補佐兼文化課推進係長	小林 重和
指導主事	五十嵐 敏剛
指導主事	高橋 一枝
主査兼社会教育係長	阿部 浩
主査兼学校給食共同調理場係長	荒木 美紀
教育施設係長	押切 崇寛
教育課補佐兼教育総務係長	佐藤 貢

開 会	(午前9時00分)
教育長	開会します。付議事件日程第1議案第6号庄内町教育委員会職員の人事発令についてを議題とします。人事に関する事件ですので非公開としたいがよろしいですか。
委員	(異議なし)
内容非公開	
教育長	人事案件ですので採決いたします。日程第1議案第6号庄内町教育委員会職員の人事発令について、原案のとおり可決したいがご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	異議なしと認め、議案6号庄内町教育委員会職員の人事発令については原案のとおり可決されました。それでは2議事録承認に移ります。平成31年第2回定例会議事録及び第3回臨時会議事録について、何か加筆、訂正等があればお伺いします。
太田委員	第2回定例会議事録の3頁の上から4段目の佐藤教育課長の文中で「数値は抑えられている」を「数値はおさえられている」に訂正を求めます。
佐藤教育課長	ありがとうございました。訂正をお願いします。
教育長	他に何かお気づきの点があればお願いします。
委員	〔質疑の声なく〕
教育長	よろしいですか。平成31年第2回定例会議事録と第3回臨時会議事録の同意を確認し、3報告(1)経過報告について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	何か抜けている部分はないでしょうか。なお、小中学校の卒業式、幼稚園の卒園式に出席いただき大変ありがとうございました。何か気付いた点がありましたら追って事務局の方へ申し入れしていただければと思います。よろしいですか。(1)経過報告を終了し、報告(2)平成31年第1回庄内町議会定例会(3月)について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(付議事件名簿資料及び一般質問通知書資料に基づき説明する。)
上野社会教育課長	(一般質問通知書資料に基づき説明する。)
教育長	質疑を求めます。〔質疑の声なく〕報告(2)平成31年第1回庄内町議会定例会(3月)についてを終了し、報告(3)その他について説明を求めます。〔その他の報告事項がなく〕引き続き4付議事件に移ります。日程第1議案第6号は先程終了しておりますので、日程第2議案第7号庄内町公民館館長の任命についてを議題とします。説明をお願いします。
阿部主査兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。) 余目第一公民館長、余目第二公民館長、立谷沢公民館長、狩川公民館長については継続することで再任となります。清川公民館長については、現菅原昭治館長が退任の意向を示しており、現在、後任者については調整中であります。

教育長	人事案件ですので採決いたします。それでは議案第7号庄内町公民館館長の任命についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第7号庄内町公民館館長の任命については原案のとおり可決されました。引き続き日程第3議案第8号庄内町社会教育委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。冒頭議案の表題中の「社会教育会委員」より「会」を削除し、「社会教育委員」への訂正を発言する。
阿部主査兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。) 委員の内2名は、校長会より選出となりますので人事異動後に校長会より2名が選出されてきます。その後に専決処分での決議を考えているところです。議案名簿に記載する13名は、3名の方が新任で10名が引き続いての再任となります。
今野委員	新任で選出された「足達裕司」の名前の文字に誤りがあるので「足達祐司」への訂正を求めます。
教育長	訂正をお願いいたします。それでは採決いたします。議案第8号庄内町社会教育委員の委嘱についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第8号庄内町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。引き続き日程第4議案第9号庄内町立図書館協議会委員の任命についてを議題とします。説明をお願いします。
上野社会教育課長	(資料に基づき説明する。) 議案名簿に記載する小野寺さん、館林さん、仲條さんの3名が再任で安藤一雄さんと奥山洋子さんの2名が新任となります。新任の2名については図書館整備等検討会での会長、会長職務代理者をお願いした方であり、委員は7名以内となっており、残り2名については校長会と町PTA代表よりの選出となりますので、この2名については専決処分での決議を考えているところです。
教育長	議案第9号庄内町立図書館協議会委員の任命についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第9号庄内町立図書館協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして日程第5議案第10号庄内町文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題とします。説明をお願いします。
小林社会教育課長補佐兼文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。) 委員は10名以内となっていますが、議案名簿に記載する5名については再任となります。残りの5名については現在調整中であり、専決処分での決議を考えているところです。
今野委員	調整中の5名についてはどうなっていますか。
小林社会教育課長補佐兼文化スポーツ推進係長	柳川さん、小野寺さんを始めとする経験豊富な方々が辞任の意向を示しています。後任となる歴史等に優れた学識を持つ方々を探すとすると事務局だけでは困難であるので、辞任者には後任者の推薦も含めてお願いし、今現在、選任調整を行っているところです。
教育長	それでは採決いたします。議案第10号庄内町文化財保護審議会委員の委嘱についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第10号庄内町文化財保護審議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。日程第6議案第11号庄内町スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題とします。説明をお願いします。

小林社会教育課長補佐 兼文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。) 委員は 10 名以内となっていますが、議案名簿に記載する 7 名の方々は再任となります。残り 3 名については校長会からと情報発信課長、庄内総合高校校長での選出となっていますので今後の異動等の状況を受け、専決処分での決議を考えているところです。
教育長	それでは採決いたします。議案第 11 号庄内町スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	案第 11 号庄内町スポーツ推進審議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。日程第 7 議案第 12 号庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。説明を求めます。
佐藤補佐兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	一般職非常勤職員として任用される中学校の特別支援学級講師の勤務時間を 6 時間から 7 時間へ見直すことに伴い、適用の範囲及び勤務時間等の割振りに関する規定の整備を図るために規則の一部改正を行うものです。質疑ございませんか。よろしいですか。議案第 12 号庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 12 号庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。日程第 8 議案第 13 号規則制定の申出について（庄内町一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則）を議題とします。説明をお願いします。
佐藤補佐兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	中学校の特別支援学級講師を一般職非常勤職員として新設したので、そこを改めるといことです。採決いたします。議案第 13 号規則制定の申出について（庄内町一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則）ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 13 号規則制定の申出について（庄内町一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則）は原案のとおり可決されました。日程第 9 議案第 14 号庄内町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤補佐兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。)
佐藤教育課長	一部改正の本文を見るよりも議案資料の後の方にある新旧対照表を見ていただければ分り易いかと思います。役場全体の一般職の職員の職から主幹の職を無くすことでの様式等の改正に加えて、学校施設利用条例施行規則では受付印欄の削除等の様式自体の整理を行うものです。
今野委員	学校施設利用条例施行規則の一部改正で様式第 1 号より受付印を削除しても支障はないのですか。
佐藤教育課長	受付印については、欄がなくても欄外余白に現状でも押していますので、あえて様式に指定箇所を設ける必要がないものとの考えで削除したものです。

今野委員	何も問題がなければよろしいかと思います。
教育長	他に質疑ございませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号庄内町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第14号庄内町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。日程第10議案第15号平成31年度庄内町教育委員会の重点と視座についてを議題とします。これについては前回の臨時教育委員会で様々なご意見をいただきましたので、それを踏まえて再提案、説明をお願いします。
五十嵐指導主事	学校教育部分については様々なご意見、ご指摘をいただいたところです。それについては別紙として質問への回答を付けていますので、ご覧いただいたものとして説明を進めたいと思います。前回より大きく変更したところが4点あります。基本方針4一人一人の学ぶ意欲と確かな学力の育成の最初の★印の項目で「授業ファースト」の文言を使わせていただきましたが、誤解を生むとのご指摘がありましたので、「主体的対話的で深い学びの実現のための授業改善の推進」に変更しております。これは新学習指導要領に記載している授業改善の視点とその文言をそのまま引用したものです。ここが大きく変わった1点目です。同じく基本方針4の中に「教師は学校で育つという考えのもと校内OJT推進のための支援の充実」という項目を入れていましたが、この項目は教師の資質向上に入るのではないかとのご指摘を受けましたので、基本方針8の項目の中に移しております。基本方針5庄内町の自然・歴史・文化を生かした魅力ある学校づくりの推進の中に関係機関と連携したいじめ防止対策の推進という項目がありますが、これは町の振興基本計画に沿って基本方針5の項目としていっているところです。詳細は別紙の質問への回答に掲載していますのでご覧くださいようお願いします。基本方針8教職員の資質向上とゆとり創造の推進の項目ですが、★印の項目の下に3つの項目がありますが、その中で喫緊の教育課題に対応した研修会の実施やOJTによる担任力の向上という項目は、先程もお話したとおり基本方針4から移しての項目としていっています。その上の同僚性を高め、「チーム学校」として連携できる教職員の育成という項目についても基本方針8に何故入っているのかとのご指摘はありますが、別紙の質問への回答にも記載していますが、チーム学校を進めて行くには、教師自身のコミュニケーション能力の向上を高めることと地域と連携する力など資質能力を高めることが大切であるとの考えでここに入れていいます。以上が変更点でございますが、再度ご覧いただいて異論がなければこれで進めたいと思うところです。
教育長	社会教育の部分では特別変更はなかったですね。
上野社会教育課長	変更点はございません。
教育長	様々なご意見をいただいたところですが、確認の意味で再度ご意見をいただければと思います。
今野委員	この重点と視座は一般の保護者の方にも配布することを考えているのですか。
五十嵐指導主事	一般保護者への配布は考えていません。
教育長	どの範囲までの配布するのですか。
五十嵐指導主事	学校の教職員には配布しますが、PTAにはおそらく配布していないと思います。
教育長	学校や社会教育施設等に配布しているということです。太田委員はどうですか。
太田委員	私の意見に対してよく考えて修正対応いただき、その苦勞に感謝いたします。改

	正された内容を確認して納得しています。
教育長	齊藤委員はどうですか。よろしいですか。
齊藤委員	はい。
教育長	梅木委員はどうですか。
梅木委員	作成に当たっては良く関係資料を調べられていて、文言も精選して作成されているようです。大変なご苦勞を感じているところです。
教育長	今野委員はどうですか。よろしいですか。
今野委員	はい。
教育長	それでは議案第15号平成31年度庄内町教育委員会の重点と視座についてご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第15号平成31年度庄内町教育委員会の重点と視座については原案のとおり可決されました。これを柱にして1年間進めて参りたいと思います。次へ移ります。5 その他(1) 次回の第5回教育委員会定例会の開催については4月24日水曜日午後2時からの開催としたいが如何ですか。
委員	今野委員のほかは、それぞれ「対応可能」の発言あり
教育長	次回の教育委員会の開催を予定どおり4月24日水曜日午後2時から第二会議室で開催することを確認し、(2) その他について発言を求める。
五十嵐指導主事	前回提案している庄内町いじめ防止基本方針の改定(案)についてはこれからパブリックコメントを行うことになるので、お話しているスケジュールより少し遅れるようです。
教育長	パブリックコメントを経た後での審議となるということです。
佐藤教育課長	パブリックコメントにかける期間のことを考慮すれば5月になる場合もあるので、審議に至るまでもう少し期間に幅を持たせて考えていただければと思います。
教育長	経過報告の中にもありましたが、3月18日に第2回中高一貫教育校設置に係る庄内地区懇談会が開催され、その席上で配布された資料の一部をお渡ししましたが、これは2月12日に開催された1回目の懇談会の中で出された各市町からの意見や疑問、質問等についての県教育委員会としての見解を纏めた資料となります。参考のためにお渡ししていますので、是非読んでいただければと思います。その他に何かございませんか。それでは以上をもちまして平成31年第4回教育委員会定例会を終了します。
閉会	(午前9時55分)